

一般社団法人 ぱれっとふぁーむ
定 款

平成 23 年 4 月 日作成

平成 23 年 4 月 日公証人認証

平成 23 年 5 月 日成立

一般社団法人 ぱれっとふぁーむ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 ぱれっとふぁーむ と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道夕張市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業（就労移行支援、就労継続支援）を行い、これを利用する障害者が、多くの地域の人達と出会い社会の一員として豊かな日々を過ごすことができるよう、また、地域社会で自立した生活を送れるよう、地域福祉の増進を図ることをもって、地域社会の発展に寄与することを目的とするとともに、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主並びに委託を受け植物の栽培作業
- (2) 植物栽培における植物の品質向上のための肥料作り作業
- (3) 循環型による農業及び地域社会への貢献及び参加作業
- (4) 地域の自然環境維持、再生及び改良並びに改善に係る作業
- (5) 委託を受け資源物の分別作業
- (6) 一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練
- (7) 職場実習の機会の提供
- (8) 適性に合った職場探しや、就労後の職場定着のための支援
- (9) 社会的自立に向けて生産活動と共に地域生活を営むために必要な訓練及び余暇活動
- (10) 地域社会への自立に向けての運動並びに文化を通じた活動とその事業
- (11) 日常生活又は社会生活を助長させるための地域生活援助事業の実施
- (12) この法人の目的の発展を図るための研究と開発に係る事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、代表理事の定めるところにより申込みをし、理事の過半数の同意による承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

- 第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

- 第19条 この法人に、理事1名以上を置く。
- 2 当法人に理事2名以上いるときは、理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事1名のときは、当該理事を代表理事とする。

(役員選任)

- 第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 当法人に理事2名以上いるときは代表理事を、理事の過半数の決定によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第25条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第27条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事の過半数の同意を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成した上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2 前項の書類のほか、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第31条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産）

第32条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第34条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第35条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

北海道雨竜郡幌加内町幌加内	中村雅義
東京都千代田区神田神保町3丁目11番地1	
安田神保町マンション506号	長谷地孝一

（設立時理事等）

第36条 この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	中村雅義
設立時理事	長谷地孝一
設立時代表理事	東京都千代田区神田神保町3丁目11番地1 安田神保町マンション506号 長谷地孝一

（最初の事業年度）

第37条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日に始まり平成24年4月30日に終わる。

（法令の準拠）

第38条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところとする。

以上、一般社団法人ぱれつとふぁーむの設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年4月21日

設立時社員 中村 雅 義

設立時社員 長谷地 孝 一